

令和元年度法定代理受領通知(実績額)について

平成 27 年 4 月 1 日から「子ども・子育て支援新制度」が施行され、「施設型給付」という財政支援の制度が創設されました。この「施設型給付」は、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、保護者に対する直接的な給付ではなく、市から教育・保育施設(本園)に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」といいます。

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成 26 年内閣府令第 39 号)第 14 条第 1 項(第 50 条において準用する場合を含む)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費の額について、支給認定保護者に通知することとされているため、この度、別紙のとおり「令和元年度の実績」をお知らせいたします。

※このお知らせはあくまで実績を報告するものであり、これにより、保護者の皆様への追加の給付や利用者負担の支払いが発生するものではありません。

こども園(教育関屋)

		満3歳児	3歳児	4歳以上児	副食費徴収免除の場合の加算額
関 屋 こ ど も 園 (1 号)	4月	137,710	206,700	189,780	
	5月	143,350	220,380	203,460	
	6月	143,350	220,380	203,460	
	7月	143,350	220,380	203,460	
	8月	143,350	220,380	203,460	
	9月	152,730	243,180	226,260	
	10月	152,730	243,380	226,440	4,500
	11月	152,730	243,380	226,440	4,500
	12月	152,730	243,380	226,440	3,370
	1月	171,510	288,990	272,050	4,050
	2月	171,510	288,990	272,050	3,820
	3月	171,510	353,200	336,260	3,150

こども園(保育関屋)

		0歳児		1-2歳児		3歳児		4歳以上児		副食費徴収免除の 場合の加算額
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
関 屋 こ ど も 園 (2 ・ 3 号)	4月	210,070	203,850	126,940	120,720	73,570	67,350	57,330	51,110	
	5月	210,070	203,850	126,940	120,720	73,570	67,350	57,330	51,110	
	6月	210,070	203,850	126,940	120,720	73,570	67,350	57,330	51,110	
	7月	210,030	203,810	126,900	120,680	73,530	67,310	57,290	51,070	
	8月	210,030	203,810	126,900	120,680	73,530	67,310	57,290	51,070	
	9月	209,980	203,760	126,850	120,630	73,480	67,260	57,240	51,020	
	10月	210,180	203,950	126,950	120,720	69,020	62,790	52,760	46,530	4,500
	11月	210,100	203,870	126,870	120,640	68,940	62,710	52,680	46,450	4,500
	12月	210,120	203,890	126,890	120,660	68,960	62,730	52,700	46,470	4,500
	1月	210,100	203,870	126,870	120,640	68,940	62,710	52,680	46,450	4,500
	2月	210,100	203,870	126,870	120,640	68,940	62,710	52,680	46,450	4,500
	3月	215,570	209,340	132,340	126,110	74,410	68,180	58,150	51,920	4,500